

令和6年度

定期監査報告書

宇治田原町監査委員

令和7年3月27日

## 監査の種類

地方自治法第199条第4項並びに宇治田原町監査基準第2条第1項に基づく定期監査

### 1. 不納欠損

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町監査委員 本多 八朗  
" 藤本 英樹

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

令和6年7月25日(木)

(2) 監査の場所

宇治田原町役場 2階 会議室202

(3) 監査対象

「一般会計、各特別会計及び企業会計不納欠損」

(4) 監査の視点

・ 監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する。  
各会計の不納欠損の生じている事象の1～2つを監査し、全体において適正に事務が執行されているかを確認する。

照合・・・不納欠損処分書、不納欠損処理に至るまでの関係書類の記録を相互に突き合わせ、記録、金額、処分などの正否を確認する。

### 2. 入札契約事務

○ 監査等を実施した監査委員

宇治田原町監査委員 本多 八朗  
" 藤本 英樹

○ 監査等の概要

(1) 監査の実施日

令和6年11月25日(月)

(2) 監査の場所

宇治田原町役場 2階 会議室202

(3) 監査対象

○ 一般競争入札契約事務

「岩山立川線歩道整備工事(その3)」

○ 一般競争入札契約事務

「宇治田原町公共下水道事業マンホールポンプ設置(MP38機械)工事」

#### (4) 監査の視点

##### ・監査等の適用基準

試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する。

「岩山立川線歩道整備工事（その3）」（一般競争入札契約事務）及び、「宇治田原町公共下水道事業マンホールポンプ設置（MP38機械）工事」（一般競争入札契約事務）を監査することにより、宇治田原町の契約事務執行の適正性を監査する。

照合・・・入札実施までの契約事務の手続きに関する書類等、契約書、当該契約に係る関係書類などの記録を相互に突き合わせ、記録、金額などの正否を確かめる。

### 監査等の結果

#### 1. 不納欠損

「不納欠損」について定期監査を行ったところ、不納欠損処分に至るまでの処理等は適正に執行、記録されており、不納欠損処分書等関係書類も適正に記載、保管している状況である。全体として適正な執行であると認められる。

税の徴収については、京都地方税機構に移管をしているものの、引き続き機構との連携・情報共有を図り、滞納整理に取り組まれない。

保険料、各種使用料などの徴収については、役場窓口での対応の機会をポイントに、十分な納付説明と、きめ細やかな個別ケース対応等を図るとともに、期限内に納付を行っている住民との間の公平性を確保する観点からも、継続して滞納整理を進めることを望むものである。

#### 2. 入札契約事務

「岩山立川線歩道整備工事（その3）」及び「宇治田原町公共下水道事業マンホールポンプ設置（MP38機械）工事」の契約事務について定期監査を行ったところ、契約事務は適正に執行されており、契約書、関係書類についても適正に記録・保管している状況である。全体として適正な執行であると認められる。

入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保は公正な競争の促進を図る上で必要不可欠であり、住民の関心も高まっている。

今後においても常に透明性を保持し、住民が税等の使途として納得できるよう、開示可能な情報を適時開示することが求められる。電子入札システムの活用をはじめ、入札や契約に係る制度や手続きが適切であるか、発注担当職員行動指針に基づき常に検証し公正かつ適正な契約事務の執行に努められたい。